

事業主各位

豊橋労働基準協会長

豊橋労働基準協会入会ご案内

豊橋労働基準協会は、東三河地域（豊橋労働基準監督署管内）の事業主が結集し、昭和26年6月15日に発足しました。これまで会員企業に対する活発な支援活動を続け、現在、会員数は約950事業場に及んでいます。

さて、平成30年6月に成立した「働き方改革関連法」は、平成31（2019）年4月から順次施行され、年次有給休暇の確実な取得、時間外労働の上限規制は既に適用になっており、令和3年4月からは正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止（同一労働同一賃金）が中小企業に適用されます。そして、令和4年4月1日からは、「パワーハラスメント防止措置」が中小事業主にも義務化されています。

また、労働災害防止のために重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止推進計画」（5か年計画）が最終年を迎えます。安全衛生の取組は、働く方々の安全と健康を確保することは、人材を確保、養成し、労働生産性の向上につながるものであり、経営に大きなメリットをもたらします。

当協会は、これら「働き方改革関連法」や「労働災害防止」など法令改正に関する説明会・セミナーの開催、技能講習、特別教育、研修の実施さらに、会員皆様の要望を的確に把握しつつ、最新労働情報の提供、会員企業からの個別相談対応、労務・安全衛生管理支援など、より一層きめ細かく良質なサービスを提供するための積極的かつ実効ある事業の展開を図ってまいります。

今後も東三河地域における労働災害の撲滅に向けて企業の自主的な安全衛生管理活動を援助・支援していくとともに、企業や組織の活動のさらなる活性化につなげるために、当協会が果たす役割は重要で、その取組への期待も格段に高まっています。

是非ともこの趣旨を十分ご理解賜り、下段の「入会申込書」により、ご入会下さいますようお願い申し上げます。

豊橋労働基準協会の業務概要

当協会は労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の普及、周知などを図るために設立された、企業を構成員とする団体です。

愛知労働局、豊橋労働基準監督署をはじめ、関係行政機関、団体等と連携し、会員企業に対する賃金・労働時間等の労務管理や労働災害の防止を図るための自主的な安全衛生管理活動に係る取組支援などを通じ、地域の労働基準の向上に向けた積極的な活動を行っています。

総務、産業安全、労働衛生及び労災の各部会を設けるとともに、事務局には専従の職員を配置し、会員の総意で決定された事業活動の運営に当たっています。

主な事業の概要は次のとおりです。

- 1 定期発行（毎月）の協会報による最新の労働関係法令の改正、行政運営、統計、講習会等労働情報の迅速な提供
- 2 労働関係法令の説明会、全国安全週間及び全国労働衛生週間の説明会並びに労働に係る各種の研修会、講習会、セミナーの開催
- 3 労働基準関係（労働安全衛生）法令で定める技能講習、特別教育等の実施
- 4 会員事業場の優良従業員表彰、優良事業場見学会等の実施
- 5 安全衛生用品斡旋等労務・安全衛生支援活動の実施、相談対応等
- 6 その他適切な労務管理、自主的な労働災害防止活動に関する支援、啓発等